



日本弁理士会 副会長
八木 秀人

知財を担う一流の専門家たれ

monthly word

今月のことば

知財推進計画が進み、今までは知財とは全く無縁であった職種の人々までもが知財に興味をもつ等、種々の方面から知財が注目されることで、社会の我々弁理士に対する期待がますます高まる中、毎年のように産業財産法に代表される知財関連法の改正が行われ、知財金融（信託、担保、証券化）、知財価値評価、模倣品・海賊版の水際対策といった新規業務も弁理士の関わる業務として認知されつつあります。一方、平成18年5月2日での弁理士総数は6,756人で、毎年600人を超える会員増が暫く続くと見られており、業務を遂行する上でのキャリアの少ない弁理士の割合がますます増加しております。

このような知財バブルとでも言うような時代にこそ、我々弁理士は自己研鑽を通じて、権利創設に関与する本来業務および国際業務における実力を高めることは勿論、新規業務を開拓することで、知財を担う専門家として社会からの期待に応えていく必要があります。

そのために、第1に、研修を強化し自己研鑽を支援します。弁理士の本来業務の処理能力をアップするための研修、国際業務の処理能力をアップするための研修および知財価値評価や知財マネジメント等の新規業務に対する研修等の座学研修をそれぞれ従来以上に強化して行うとともに、座学研修に参加できなかった会員の皆様に対しては、これらの研修内容をコンテンツとしてeラーニングシステムを介して提供します。

本年度は、いつでも、どこでも、何度でも視聴

可能な「eラーニングシステム」が導入され、4月から日本弁理士会ホームページ経由でこのシステムを利用できます。現在は無料で視聴できる試行期間中であるため、視聴できるコンテンツは「均等論について」、「進歩性判断の動向」および「商標法の一部改正（実務編）」の3本に限られます。しかし、eラーニングによる新人研修が始まる8、9月頃からは、前記3本以外の種々の有意義なコンテンツを徐々に会員の皆様に提供する予定です。産業財産法およびその周辺法等の改正とその運用といった、全会員が当然知るべき必要最小限の情報（コンテンツ）については無料ですが、それ以外については原則有料化を考えています。弁理士の本分は自己研鑽であり、そのために視聴するコンテンツについては、視聴者側で負担（受益者負担）していただくことで、知りたい情報（コンテンツ）をいつでも視聴できる「eラーニングシステムによるデータライブラリー」化を考えています。自己のスキルアップのために受ける研修の有料化は、なにもeラーニングシステム利用の研修に限らず座学を含む全ての研修を対象とするものであり、研修の有料化、その料金および課金方法等については、研修有料課金等検討ワーキンググループにおいて検討中であります。

会員の皆様には、この便利なeラーニングシステムを積極的に利用して研鑽を積み、本来業務、その他の業務についてスキルアップされることで、知財を担う一流の専門家として今以上に活躍していただけると考えます。

なお、このeラーニングシステムについては、事務所の通信環境条件等によっては、例えば映像がコマ送りされたり途中で静止するなど、スムーズに視聴できない場合もありますので、会員の皆様には、是非この無料試行期間中に、少なくとも1本のコンテンツを最後まで視聴（流しっぱなしで約90分）することで、不具合がないことを確認して下さい。そして、何らかの不具合がある場合は弁理士会事務局まで至急ご連絡ください。

また、知的財産価値評価推進センター（以下、評価センターという）では、意欲のある会員を申請のみで評価人候補者として登録し、知財価値評価について所定の研修を受けていただき、その中から、裁判所からの鑑定依頼に対し受任意思のある会員を評価人として推薦しています。現在、この評価人候補者は100人強と少ないのですが、将来は国民金融公庫や銀行等の金融機関からの推薦依頼の可能性もあり、さらに中小企業支援としての「知的資産経営報告」の作成にも関連すると思われる、企業経営に結びつく研修を受講した評価人候補者の倍増が望まれています。

即ち、知財金融（信託、担保、証券化）が我々の業務に関することは明らかですが、経済産業省知的財産政策室と（独）中小企業基盤整備機構では、人材、技術、知的財産（特許やブランド等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワークといった、財務諸表には表われてこない経営資源（以下、知的資産という）を把握し活用して、企業の業績向上に結びつけるために、中小企業に「知的資産経営報告」の作成を勧めることを計画しています。この「知的資産経営報告」を作成することで、企業の将来性が見え企業価値が向上し、社員の仕事と企業価値とのつながりが明確化され社員の士気向上につながり、取引先や顧客からの信用度が高まり、金融機関からの資金調達面でも有利となる等、というものです。我々弁理士は、企業が「知的資産経営報告」を作成する際のアドバイザーとなることで、中小企業の支援に貢献できるのでは

ないでしょうか。会員の皆様には、是非、評価センターの評価人候補者に応募し、研修を経て知財価値評価のプロとして中小企業の経営アドバイザーにつながる新規業務を開拓してみませんか。

第2に、業務遂行上、役に立つ業務支援システムを提供します。例えば、会員が特許庁に対する手続きをする上で不明な場合には、その都度、対庁協議集、出願の手続き集、申請書式集等を読んで対応しなければならず、時間がかかる等、非常に面倒であります。このような場合に、現在知りたい情報がパソコンのキーを叩くだけで提供されるシステムがあれば、こんなに便利なことはなく、業務効率が格段に向上するはずであります。このように、会員の皆様が業務を遂行する上で必要な情報を、キー操作することで簡単に入手できる使い勝手のよい「業務支援システム」を構築する予定です。なお、「業務支援システム」として提供すべき業務項目としては、特許庁に対する業務の他に、新規業務を含む周辺業務、裁判所に対する業務、顧客に対する業務、産業財産法の改正情報、外国出願業務、事務所経営マニュアル、代理人手数料マニュアル等々、数多くありますが、まずは、その中の幾つかの業務項目についての実現を目指します。

その他に、事務所スタッフの研修も行います。会員の皆様がその業務に専念できるためには、事務処理を行う優秀なスタッフの存在が不可欠であります。したがって、今までのように個々の事務所のOJTだけに任せるのではなく、弁理士会がパラリーガル検定といった認定または修了証書の付与も視野に入れた研修を事務所スタッフに行うことで、スタッフの意欲も高まり、事務所の総合力も向上すると考えます。特に、eラーニングシステムは、事務所スタッフの研修にも利用できます。

以上の、会員の皆様の業務処理能力の向上につながる施策の実現に努力します。ご協力の程、宜しくお願いします。